

町田市福祉のまちづくり総合推進条例 特定都市施設整備項目表(小規模共同住宅等)

(遵)遵守基準		多数の者が利用するもの 特定経路は、道等から各住戸(地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅にあつては、地上階にあるものに限る。)までの経路のうち1以上 ※多数のものが利用する居室、みんなのトイレを設ける場合、下記経路は移動等円滑化経路を適用。 ①道等から多数のものが利用する居室(以下、「利用居室」という。)までの経路 ②利用居室(利用居室がないときは道等)からみんなのトイレまでの経路			
整備項目	経路	チェック	整備内容	適否	審査
1 特定経路	特定	1	特定経路上には、階段又は段を設けない ⇒ 上階及び下階との間の上下の移動に係る部分については、この限りでない。	適 否	
2 出入口	特定	1	幅 車いす使用者が円滑に通過できる	cm	
		2	戸は自動的に開閉するか、車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	適 否	
		3	通行の際に支障となる段差を設けない	適 否	
3 廊下等	特定	1	幅 車いす使用者が円滑に通過できる	cm	
		2	床面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	適 否	
4 階段	一般	1	段がある部分に、連続した手すりの設置	有 無	
		2	床面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	適 否	
		3	段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	適 否	
		4	けあげ及び踏面は、高齢者、障がい者等が円滑で安全に移動できる構造	適 否	
5 階段に代わる傾斜路	特定	1	高齢者、障がい者等が円滑で安全に移動できる構造	適 否	
6 敷地内の通路	特定	1	幅 120cm以上	cm	
		2	通行の際に支障となる段差を設けない [傾斜路等を設ける場合はこの限りでない]	有 無	
		3	傾斜路は、高齢者、障がい者等が円滑で安全に移動できる構造	有 無	

注記 1 数字は算用数字を用いてください。
2 審査欄には記入しないでください。